

歴史教育における未来意識

兼 重 宗 和

はじめに

歴史教育における歴史意識とは、歴史認識の前提条件であり、歴史に対する知的、心情的な心的反応態勢の全体をさしている。従来、社会科における歴史意識には、一般的に時間意識、変遷意識、因果意識、連続と非連続の意識、歴史的課題意識、未来意識があげられている。本稿では、歴史意識の一つである未来意識が歴史教育の中でどのように育成されてきたか、「学習指導要領」を中心として論じたい。

1. 歴史教育における未来意識の育成

地理歴史科は、「我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化の地域的特色についての理解と認識を深め、国際社会に主体的に生きる民主的、平和的な国家・社会の一員として必要な自覚と資質を養う。¹⁾」ことを目標としている。歴史の学習内容は、わが国および世界の形成過程についての理解と認識を深めさせることである。そして、その学習を通して国際社会の中において、自ら価値ある民主的・平和的な国家・社会を主体的に形成・維持・発展させてゆく責任を自覚し、主体的に参加行動できることが最終的な目標である。

地理歴史科の目標を受け世界史Aは、「現代世界の形成の歴史的過程について、近現代史を中心に理解させ、世界諸国相互の関連を多角的に考察させ

注1) 文部省『高等学校学習指導要領』（大蔵省印刷局編集発行）平成元年、20頁。

ることによって、歴史的思考力を培い、国際社会に生きる日本人としての自覚と資質を養う。²⁾」ことを目標とする。世界史Aは、その学習内容に関し近現代史を重点的に理解させ、学習の展開・方法として世界諸国家間相互の政治的・経済的・文化的な関連を考察させ、他国の歴史や世界の成り立ちを知ることににより国際社会に生きる日本人としての自覚と資質を養うことを能力目標・態度目標とする科目である。内容の「(4)現代世界と日本」の次に「これからの世界と日本」の中項目を設け、「諸国、諸地域の交流、相互依存がますます進む中で、多様性を認め合いながら日本が世界の諸国と共存する方向を21世紀を展望しつつ考察させる。³⁾」とあり、中項目に将来的展望の課題を取りあげたのは初めてのことであり、今回の改訂の特色である。すなわち、「20世紀を通じて世界の諸国、諸地域の交流と相互依存はますます深まりを見せてきたことを理解させ、21世紀の世界と日本がどうあるべきかを展望し考察させる⁴⁾」ことがその学習内容となる。東西関係の緊張緩和にともない相互の異質性を認め共存する方向が探られるようになったが、経済的には南北問題のように経済格差が広がり、こうした国際化に伴う問題点を明確にし、日本が世界の平和と繁栄に貢献すべき方向について考察させるのである。

世界史Bも世界史Aと同様に、内容の「(7)現代の課題」のウに「これからの世界と日本」と題す中項目を設け、「国際政治、国際経済、現代文明などにおいて人類の当面する問題について歴史的観点から考察を加えさせるとともに、これからの世界と日本を展望させる。⁵⁾」とその説明をしている。過去の歴史的経緯から21世紀を展望させることに主眼が置かれる。学習内容に、「国際紛争、南北格差、資源や環境などの問題は、地球的視野に立って、今後も人類が積極的に取り組まねばならない課題」であり、さらに「国家機

2) 注1) 同書, 20頁。

3) 注1) 同書, 22頁。

4) 文部省『高等学校学習指導要領解説地理歴史編』(実教出版株式会社)平成元年, 38頁。

5) 注1) 同書, 26・27頁。

能の強大化や組織の巨大化が進む一方、価値が多様化し、個の自由への要求が高まり、それをどう調和させるかが各国の共通の課題として浮かび上がって」きており、これらの「現代の諸問題を過去からの歴史の流れの上に位置付けて考察」させ、「日本が世界の諸国と共存する方向を踏まえて、歴史に学びつつ、現代の課題を的確に把握させ」、こうした「課題に対処していくために、国際社会が対立を越え、国際協調の精神に沿って相互理解や協力、人や文化の交流を深めていくことがますます必要⁶⁾」となるであろうと示している。

歴史は未来を志向するといわれるが、未来を予想することが歴史教育においても取りあげられている。「学習指導要領」で「未来」の語句が使用された例は極めて少なく、次の4例程度である。

(1)われわれは、過去を背後に負い、前方に未来をひかえて、それらのときの流れの中心ともいわれる現在に立っている。このような時間の系列についてわれわれの祖先の生活を思い、また、子孫の生活がどのようになって行くかを考えてみることは、興味深いことである⁷⁾。(昭和22年版)

(2)世の中は常に進展し変化している。そうして現在は過去に連続し、未来につながるものである。過去の発展の十分なる知識なくしては、とうてい現代を理解することもできないし、まして将来を予測することは不可能である⁸⁾。(昭和22年版)

(3)われわれは、過去からの文化遺産を背後に負い、新しい文化創造の未来を控えて、時の流れの中の現在に立っている⁹⁾。(昭和26年版)

(4)わが国の歴史をふりかえりながら、現在および未来に生きる日本人としての意欲と自覚を高めるとともに、特に原子力時代といわれる今日では、戦

6) 注4) 同書、82頁。

7) 文部省『学習指導要領社会科編(Ⅱ)(試案)』(東京書籍株式会社)昭和22年、138頁。

8) 文部省『学習指導要領東洋史編(試案)』(中等学校教科書株式会社)昭和22年、1頁。

9) 文部省『中学校高等学校学習指導要領社会科編Ⅱ一般社会(試案)』(明治図書出版株式会社)昭和27年、197頁。

争を防止し、民主的で平和な国際社会を実現することが、わが国民にとっても、また人類全体にとっても、重要な課題になっていることを考えさせる¹⁰⁾。
(昭和44年版)

「学習指導要領」では、この「未来」より、「将来」・「今後」の言語を最も多く使用しており、他に「次の時代」・「明日の世界」などが一部に用いられている。すなわち、歴史意識の一つである未来意識は、教育上においては「将来」・「今後」等の表現を用いるのが一般的である。未来と将来は同じ意味をもつが、教育上におけるその定義づけが必要であろう。未来とは、『大漢和辞典』によると「まだ来ない時世」とあり、将来とは「広辞苑」に「将来に来ようとする時」とある。すなわち、未来とは時間的に現在以後の無限の時の流れをすべて含み、将来は近未来的意味に使用されることが多い。「学習指導要領」は、ほぼ10年ごとに改訂されており、また小・中・高等学校の教育期間が12年間であり、この点からすると教育上は10年前後をとらえた近い将来的意味と、生涯学習の意味の将来の2つに区分し将来を使用する定義づけをしたらどうであろう。

現在は過去を基盤として成立している。しかも現在は未来からも挑戦され、その未来が現在を規定するという未来意識が歴史意識の一つとして取りあげられるようになった。こうした意味で、未来学は学問的に問題があるにしても、未来に生きる生徒に対し歴史学習を通して未来意識を育成することは一考すべき問題である。

臨時教育審議会は、未来について「教育改革に関する第二次答申」に「未来からの挑戦」と題し次のごとく記している。教育とは、「未来に生きる人間を育成することを通じて、未来を創造する最も基本的な人間の営み」であり、その「未来に生きる人間を育成するためには、①子どもたちの将来にどのような可能性、危険、問題が待ち構えているのか、②こうした可能性、危

10) 文部省『中学校学習指導要領』（明治図書出版株式会社）昭和44年、41頁。他に昭和33年改訂の『中学校学習指導要領』の社会科公民的分野に「わが国文化のよい伝統を継承しながら、同時に、未来の社会に対する希望をもって」とあるが、ここではあえて取りあげない。

険、問題に主体的に挑戦していくことができるためにはどのような能力が求められるのか、③このような未来が必要とする資質を磨き、能力を向上させるためにはどうすればよいのかなどについての深い洞察が不可欠である」。「人間の文化と社会は、無常なるもの、変転きわまりないものようではあるが、深く洞察してみると、そこには、①時代をこえて変わらないものと、②時代とともに変化していくものがあり」、「教育は未来に直面するに際して、常に〈時代をこえて変わらないもの〉をしっかりと見つめ続け」、「同時に、〈時代とともに変化していくもの〉を鋭敏な感覚で受け止め、これに柔軟かつ創造的に対処していかなければならない¹¹⁾」。この答申では、①を松尾芭蕉のいう「不易」、②を「流行」として引用するが、これは昭和26年版の『中学校高等学校学習指導要領社会科編Ⅲ(a)日本史(b)世界史(試案)』に「歴史発展の普遍性と特殊性」とあるのを換言したにすぎない。また、中長期の未来展望として、①国際化の進展、②情報化の進展、③成熟化の進展の3つに分け論じている。①の国際化の進展に歴史教育に関し記している。「二一世紀に向けての国際化の一層の進展が我が国にもたらすであろう可能性と問題を考えるとき、次世代の日本人にはこれまで以上に深く、広い国際社会に関する認識、すなわち、世界各国の文化、歴史、政治、経済等に関する認識を要求されるであろう」から、「国際社会の中の日本文化の歴史・伝統・個性等について、それぞれの文化のもつ特殊性とその底を流れる共通性、普遍性を正しく認識して行動できるよう、しっかりとした日本人としての文化的素養・能力を身に付けることを必要とする」ので、このことは歴史教育等の「教育の在り方、教師に求められる能力、外国人教師と留学生問題、研究・教育の国際交流等のあらゆる面で、これまでの発想や手法の見直しを要請することとなる¹²⁾」と記している。また、「二一世紀のための教育目標」の「三、世界の中の日本人」においても同様の趣旨が述べられている

11) 臨時教育審議会「教育改革に関する第二次答申」『文部時報』第1309号、昭和61年、38・39頁。

12) 注11) 同誌、40頁。

る。この答申の影響もうけ、高校の社会科が地理歴史科と公民科に分けられ、世界史必修の結果を生み出したのである。さらに、「学習指導要領」の世界史A・Bに「これからの世界と日本」の中項目が設けられたのである。

歴史教育は、時間的自己反省としての認識を促すものでもあり、自己反省とは「あくまでも未来をみざす自己の正体をはっきりと見定めることにより、その前進の仕方や道筋を考えるための根拠に資するためのもの」でなくてはならず、「同様に歴史的反省も人々の前進に資すべきもの¹³⁾」である。すなわち、「歴史はあくまでも現在の自己を理解するために、そうしてその未来の方向方針を見定めるがために、顧みらるべきものだという意義¹⁴⁾」がある。ベルンハイムは *Einleitung in die Geschichtswissenschaft 1920* で、「史学は我々人間に、自己知識と自己認識とを教え、過去の事実や状態が、いかにしてまた何によって生成したか、実に何が未来に於て其らのものから生成するであろうかをも示し、以て過去の事件や状態から現在の其らを理解させる¹⁵⁾」と述べており、歴史教育はこうした特殊な任務を有することにより教育的価値があるとするのであろう。

次に、「学習指導要領」にみられる未来(将来)意識の育成に関する事項を取りあげてみよう。昭和22年版『学習指導要領社会科編Ⅱ(試案)』は、終戦後まもなく発表され、民主主義に急転換した社会的情勢もあり、あらゆる個所に「将来」・「今後」とかが使用されている。すなわち、「将来」・「今後」という未来意識に具体性をもって表現している。まず、将来を使用した具体例は、次のようなものがある。北海道の自然と産業、年中行事、農業、農家の間取り、日本の牧畜、林業や林産資源、漁業や水産業、養蚕業や製糸業、日本の商工業地帯、産業、工業、中小工業、製鉄業、南部アジアの工業、郷土や都市、石炭資源、天然資源、鉱産資源、水力資源、電力、ガス供給、レクリエーション、交通や通信、貿易や輸送、河川、天災、信仰や迷信

13) 和歌森太郎「歴史教育論」、『教育大学講座』第19巻「社会科教育」昭和25年、上田薫編『社会科教育史資料4』(東京法令出版株式会社)昭和52年、527頁。

14) 注13) 同、528頁。

15) 小野鉄二訳『歴史とは何ぞや』(岩波文庫)226頁。

などの民間療法、しきたり、日本人口、伝統的職業、職業の選択、貧困者等、世界と日本。今後を使用した例は、わが国やいなかの生産生活、農作物、林産物、水産物、かんがいや排水、斜面の耕地、副業のやり方、漁業のやり方、生産の種類・生産の方法や施設・労働の配分、衣服・食物・家屋・衛生状態、工業、鉱物資源、都市、平和などである。『学習指導要領東洋史編（試案）』（昭和22年版）には、「東洋の近代化の過程を認識し、今後進むべき方向の理解に資すること」とあり、また『学習指導要領西洋史編（試案）』（昭和22年版）には、「歴史を学ぶ目的は、一口にいえば、今日の文明の由来を知り、現代文明を理解する」ことにあり、「それは結局われが今日いかに生くべきか、明日の世界はどうあるべきかということにつながって来る¹⁶⁾」と記す。以上のように、未来意識の育成のため多くの具体的事例をあげているのは、敗戦からの一刻も早い日本再建という一大目的が眼前にあり、よって将来、今後などの語句が多く使用されたのである。

次に、昭和26年の改訂版になると、将来・今後の語句の使用がかなり少なくなる。『中学校高等学校学習指導要領社会科編Ⅱ一般社会科（試案）』では、次のごとくある。南部アジアの将来性のある工業、アフリカや南アメリカの近代工業の将来の発展性、郷土やわが国の経済発展のために将来どのような工業を発展させたらよいか、日本の産業は将来どの方面に重点がおかれるか、将来の日本の経済的・文化的発展、日本文化の伝統と将来性、将来職業を選ぶときに必要となる諸条件、将来選択すべき職業、自己の個性や将来の進路に適した教科目の選択、自己の適性や将来の進路について関心をもつ、現在または将来の職業生活を合理的に改善してゆくための能力、わが国の民主的生活の発展がわが国の将来にとって重大な意義をもつ、日本が将来進むべき道、日本の将来についてまじめに考える、原子兵器使用の戦争が将来おこったら、現在および将来の日本にとって世界との結びつきがいかに重要か、日本の農業や林業のやり方の今後特に改善すべき点、わが国土の生産

16) 文部省『学習指導要領西洋史編（試案）』（中学校教科書株式会社）昭和22年、1頁。

を高めるための今後の問題、いなかの生活の向上および民主化のためにさらに今後いっそう努力しなければならない。また、昭和26年版の『中学校高等学校学習指導要領社会科編Ⅲ（a）日本史（b）世界史（試案）』に、「将来に向かい有為の社会人を形成させるためには、単に、みずからをとりまく周囲の社会を知るだけではふじゅうぶんであり」、「現代社会の理解のために、常に現実の社会生活に立脚しながら、過去の社会にさかのぼり、そこに展開された人間関係・社会生活・人間性を知り、これを基礎として、正しい民主的生活のあり方を理解し、さらに、民主的社会の進展に寄与する有能な社会人を育成しようとするもので」あり、すなわち、「日本が今日置かれている世界的立場と、その日本に生活しているわたくしたちの行動が、どのようなものであり、いかに過去につながり、将来に関連するかということをはっきりととらえるには、今日の日本の社会の姿をつくり出してきた歴史発展の姿を、じゅうぶんに知らなければならない¹⁷⁾」と。さらに、「現代社会の歴史的位置を発見させ、もって将来の社会建設に働かざる知識と能力と態度とを兼ね備えた、有為の民主的市民の形成を目的とした歴史教育でなければならない¹⁸⁾」と言及している。本書で使用される将来・今後の言句は極めて少ない。参考目標に「将来の世界史の方向ならびに日本の地位について考え、わが民族使命の自覚をたかめる」、参考単元題目例A案の中項目に「(2)今後に残された問題」程度である。これら昭和26年版の学習指導要領からは、未来意識の育成は昭和22年版よりかなり精選され重点化が図られている。すなわち、産業、経済、文化・進路がそれである。

次に、昭和30年改訂の学習指導要領を取りあげる。『中学校学習指導要領社会科編』の歴史的分野の具体目標の5に「現在のわれわれの生活は、先人の自然環境の利用や、社会生活をよくするための、たゆまない努力のあとであることを理解させ、今後のわれわれの生活を発展させる上に、それらの努

17) 文部省『中学校高等学校学習指導要領社会科編Ⅲ（a）日本史（b）世界史（試案）』（明治図書出版株式会社）昭和27年、1頁。

18) 注17) 同書、3頁。

力をどのように生かしていくかについて考えさせる¹⁹⁾」とある。また10に「歴史は人間の努力によって発展するものである」とか、11に「貴重な人類文化を保存し発展させる」など「発展」の言句が未来意識の育成に使用されるが、これは歴史学習が「考えるためのものであるから、できるだけ総合的、発展的にものを考える力を養う²⁰⁾」観点からである。『高等学校学習指導要領社会科編』の社会科の目標4に「よりよいわが国の文化や生活の発展に尽くす」、社会の目標(3)に「日本経済の発展のために貢献しようとする態度と能力を養う」、内容(12)の文化の創造に「文化の創造が社会の向上発展のためにたいせつであることを明らかにし」、「現代日本の文化の諸問題を民主的発展の立場から考えさせる²¹⁾」、日本史の目標(3)に「現代社会の諸問題を、その歴史的背景の理解に基いて、発展的、総合的に考察する能力と態度を養う」、(6)に「日本の民主主義社会の発展と世界平和の確立に進んで協力²²⁾」すると、将来・今後の言句を使用せずすべて発展の言語で未来意識の育成を表現した。その事項の具体例も、経済・文化・生活・民主主義に限定される。

昭和33年改訂の『中学校学習指導要領』では、社会の目標3に「われわれの社会生活は長い歴史的経過をたどって今日に及んでいることを理解させ、歴史の発展における個人や集団の役割を考えさせ、よい伝統の継承や社会生活の進歩に対する責任感を養う²³⁾」とあり、2学年の歴史的分野の目標(6)に「歴史は人間の自然環境に対する働きかけや、社会生活をよくするためのたゆまない努力によって発展することを理解させ」る、(7)に「新しい文化を創造し発展させようとする意欲と態度を養う²⁴⁾」とある。また、『高等学校学習指導要領』の日本史の目標(1)に「現代社会の歴史的背景をはあくさせ、民

19) 文部省『中学校学習指導要領社会編』(二葉株式会社)昭和31年、18頁。

20) 注19) 同書、23頁。

21) 文部省『高等学校学習指導要領社会科編』(清水書院)昭和30年、15頁。

22) 注21) 同書、18頁。

23) 文部省『中学校学習指導要領』(大蔵省印刷局)昭和33年、23頁。

24) 注23) 同書、32頁。

主的な社会の発展に寄与する態度とそれに必要な能力を養う」、(4)に「さらに新しい文化を創造し発展させようとする意欲を高める²⁵⁾」とあり、内容(10)の中項目に「日本の課題」を設け「わが国の社会や文化をさらに発展させて、世界人類に寄与すべき方途について考えさせる²⁶⁾」と説明している。世界史Aの目標(1)に「歴史的思考力をつちかい、民主的な社会の発展に寄与する態度とそれに必要な能力を養う」、(5)に「新しい文化を創造し発展させようとする意欲を高める²⁷⁾」とあり、世界史Bもこれと同様である。すなわち、この33年改訂では、民主主義と文化に未来意識の育成に重点をおいた。

次に、昭和44年告示の『中学校学習指導要領』に次のごとくある。社会科の目標1に「国家・社会の進展に進んで寄与しようとする態度を養う²⁸⁾」と、また歴史的分野の目標(1)に「世界の歴史を背景に、広い視野に立って日本の歴史を理解させ、それを通してわが国の伝統と文化の特色を考えさせるとともに、国民としての心情と現在および未来に生きる日本人としての自覚を育てる²⁹⁾」とある。目標(2)の説明に「時代の特色や時代の移り変わりを理解させたり、事象をその時代や歴史の流れのうえに正しく位置づけたり、あるいは、過去の事象や時代が今日の社会生活に及ぼしている影響を考えさせることは、やがて現代社会についての認識を正しく深めることにもなり、かつ未来に向かって歴史を形成してゆく生徒の意欲を高める原動力ともなるであろう³⁰⁾」と、さらに目標(3)の説明に、先人の業績や文化遺産は「現在の社会生活と切り離された単なる過去の遺産ではなく、現在にまで生き続け、未来における創造を志向する力ともなっている³¹⁾」と、目標(4)の説明に「他民族の文化、伝統などについても関心をもたせて国際協調の精神を養うことは、今後ますます必要となってくるであろう」とある。また、内容(18)「新しい日本

25) 文部省『高等学校学習指導要領』(大蔵省印刷局)昭和35年, 40頁。

26) 注25) 同書, 43頁。

27) 注25) 同書, 44・45頁。

28) 文部省『中学校指導書社会編』(大阪書籍株式会社)昭和45年, 10頁。

29) 注28) 同書, 112頁。

30) 注28) 同書, 116頁。

31) 注28) 同書, 117頁。

と世界」の要旨に、「わが国の歴史をふりかえりながら、現在および未来に生きる日本人としての意欲と自覚を高めるとともに、特に原子力時代といわれる今日では、戦争を防止し、民主的で平和な国際社会を実現することが、わが国民にとっても、また人類全体にとっても、重要な課題になっていることも考えさせる」とあり、「われわれは、各時代に生きた祖先の業績を正しく評価し、その認識を基礎として、現在および未来に生きる日本人としての意欲や自覚を持つべき」であり、「現代は原子力の時代ともいわれ、また、21世紀への志向が話題になっているとき」でもあり、「このような意味から、新しい発想法をもって未来社会を展望する気持ちを育て、また、今後とも戦争を防止し、民主的で平和な国際社会を実現すること³²⁾」が重要な課題であると説明する。昭和45年告示の『高等学校学習指導要領』には、次のごとく記している。社会の目標に「人間生活の向上を図り、進んで国家・社会の発展に寄与しようとする態度を養う³³⁾」と、そして日本史の目標に「国民としての自覚を深め、民主的な国家・社会の発展に寄与する態度と能力を養う」と、また「さらに新しい文化を創造し発展させようとする意欲を高める³⁴⁾」と記載する。内容「(7)現代の世界と日本」に、「日本史の学習を終わるに当たって、今日までの日本の歩みと関連させながら、広く日本文化について考察させ、われわれが今後の人類社会において果たす役割を考えさせることがたいせつである³⁵⁾」と言及している。世界史の目標も日本史と同様に「国際社会に生きる日本人としての自覚を深め、民主的な国家・社会の発展に寄与する態度と能力を養う」、「さらに新しい文化を創造し発展させようとする意欲を高める³⁶⁾」とある。この改訂では、これまでに使用されていた発展が進展に変えられ、未来意識の育成の具体的事例は、民主的で平和的な国家・社

32) 注28) 同書、204・205頁。

33) 文部省『高等学校学習指導要領解説社会編』（大阪書籍株式会社）昭和47年、17頁。

34) 注33) 同書、292頁。

35) 注33) 同書、124頁。

36) 注33) 同書、296頁。

会、国際社会、文化・伝統に集約されている。

昭和52年告示の『中学校学習指導要領』には、未来意識の育成に明確な表現をしていないが、『中学校指導書社会編』に「他民族の文化、生活に関心をもたせて国際協調の精神を養うことは、今後ますます必要となってくるであろう³⁷⁾」「歴史的分野の学習を締めくくるに当たって、我々が今後の人類社会に果たす役割を考えさせることが大切」であり、「人権の確立、平和の実現、人類の福祉の向上などには、「世界各国が相互に協力することが必要である³⁸⁾」と記載する。同様に昭和53年告示の『高等学校学習指導要領』にも明確な表現はされていないが、『高等学校学習指導要領解説社会編』に、「人類の今後の在り方を考えると科学・技術の発達とそれを活用し制御する思想の確立とかの一般的問題のほか、平和の実現、人権の確立、資源・環境などの当面する諸問題」があり、「これらの問題は、人類のこれまで生み出してきた文化を基盤として問題の解決と未来の方向が見定められ」、日本文化の「創造を図ることが世界のこれらの問題解決に貢献するという位置付けを理解することが大切なこととなる」と記載する。また、「歴史学習は、過去を知るとともに今日にそれが生きてこれからの人間の歩みに方向を示唆するものでなくてはならない³⁹⁾」としている。そして、「人権・平和・福祉の問題や異質文化の理解を通しての国際理解や国際協力の問題など、21世紀へ向けての〈今日の人類文化〉を考えさせることが大切⁴⁰⁾」であるとする。この改訂では、「学習指導要領」に未来意識の育成に関する明確な表現を使用せずその指導書において言及している。その具体例として、文化、平和、人権、資源・環境、科学・技術、国際理解、国際協力などをあげている。

以上、「学習指導要領」を中心に歴史意識の一つ未来意識の育成について、その経過をみてきた。その変遷の特色としては、昭和22年版はアメリカの

37) 文部省『中学校指導書社会編』(大阪書籍株式会社)昭和57年、69頁。

38) 注37) 同書、107頁。

39) 文部省『高等学校学習指導要領解説社会編』(一橋出版株式会社)昭和54年、68頁。

40) 注39) 同書、106頁。

course of study を模範にして作成され、その後の昭和26年版とともに経験主義的傾向が強く、未来意識の育成も敗戦による日本の再建、民主主義の定着化が急務とされ、そのためいたる所で将来・今後の言句が使用された。昭和26年、サンフランシスコ平和条約、日米安全保障条約に調印し、独立国の地位を得たが、わが国の状況は国際緊張の狭間にあり経済的・社会的復興も十分でなかった。しかし、政治・経済・社会など各分野にわたり占領下の諸施策に対し反省と検討をし、わが国の発展と国民生活の向上をめざし、国際社会の進展に寄与し、真の独立国として国際的地位を確保することが急務とされた。よって、昭和30年の改訂では、発展の語句が使用され、具体的に生活・文化・経済が未来意識育成の前面に出された。そして、昭和33年には、文化・科学・産業等の社会の急速な変化に即応して国民生活の向上を図り、さらに独立国家として国際社会で新たな地位を確保するために国民の教育水準を一段と高めなければならないという立場にたち、道徳教育の徹底、基礎学力の充実および科学技術教育の向上をめざし改訂された。よって、未来意識の育成の具体的事例も30年版とほぼ同様である。その後、昭和40年代にかけ産業・経済等の発展がめざましく、科学技術の急速な進歩、国際的地位の急激な高まりもあいまって、世界と日本の状況に大きな変化が生じ、解決を迫られる多くの問題が生じ、よってこれに対応し国民教育をいっそう充実させる必要が生じてきた。よって、文化、民主的で平和的な国家・国際社会、国際協調、未来に生きる日本人の育成が未来意識の前面に出された。その後、高等学校への進学率が90%を超え、この高校生の量的普及に伴って多様な能力や適性に応じるため、また小学校・中学校・高等学校の教育に一貫性をもたせるため、また落ちこぼれや学力不振の教育矛盾に対応し、ゆとりある教育をキャッチフレーズにした昭和52年版の学習指導要領が告示された。わが国の経済・産業などは飛躍的な発展をなし国際化が進み、よって未来意識の育成も国際協調、資源・環境、平和・福祉に重点がおかれた。

おわりに

歴史意識の育成は、教育の目的・方針に直接かかわっており、よって未来意識の育成もこれに従属する。教育の目的は教育基本法に「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家および社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」と示し、平和的な国家・社会の形成は世界平和にも通じ、よって核兵器等をめぐる問題を含めた現代を認識させ、そして現代の諸問題に立脚した平和に対する未来意識の育成は重要である。ゆえに、「学習指導要領」の改訂ごとに平和について記載された。また、教育基本法の第二条に「教育の目的は、あらゆる機会にあらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない」とあり、この教育の方針を受け数次の「学習指導要領」の改訂にかかわらず文化の創造が記され続けており、文化に対する未来意識の育成も含まれている。

学校教育法第36条の中学校教育の目標に「社会に必要な職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと」、さらに第42条の高等学校教育の目標に「社会において果さなければならない使命の自覚に基き、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な技能に習熟させること」とあり、将来の進路に対する事項も「学習指導要領」に変わることなく記載されてきた。

これら平和、文化、進路は、教育関係の法規に定められている事項であり、その未来意識の育成もこれらの法規の改正により事項の消滅がない限り普遍性（臨教審のいう「不易」）をもつものである。